

令和6年度 第1回 中央区保健医療福祉計画推進委員会 会議記録

●日時 : 令和6年7月12日(金) 午後6時30分～8時00分

●場所 : 中央区役所8階 大会議室

●出席者 : 【委員】25名

委員長	和気	康太	(明治学院大学社会学部教授)
副委員長	笹井	敬子	((財)東京都結核予防会理事長)
	上田	征三	(東京福祉大学保育児童学部教授)
	山田	雅子	(聖路加国際大学大学院教授)
	杉野	敬一	(中央区医師会)
	竹内	聡美	(日本橋医師会)
	寺田	香織	(京橋歯科医師会)
	酒匂	尚夫	(お江戸日本橋歯科医師会)
	本橋	隆弘	(京橋薬剤師会)
	大野	純男	(日本橋薬剤師会)
	小村	眞理	(中央区民生・児童委員協議会)
	長島	広隆	(中央区PTA連合会)
	海老原	安希子	(中央区ひとり親家庭福祉協議会)
	新井	晃行	(中央区高齢者クラブ連合会)
	安部	信之	(中央区社会福祉協議会)
	藤丸	麻紀	(京橋地域町会連合会)
	高橋	伸治	(日本橋地域町会連合会)
	滝浪	誠	(月島地域町会連合会)
	金澤	均	(公募区民)
	兒玉	真理子	(公募区民)
	小木	紀明	((介護)日本橋高齢者在宅サービスセンター)
	大久保	稔	(福祉保健部長)
	田部井	久	(高齢者施策推進室長)
	渡瀬	博俊	(中央区保健所長)
	北澤	千恵子	(教育委員会事務局次長)

〈欠席者〉4名

大竹	智	(立正大学社会福祉学部教授)
相澤	俊一	(中央区身体障害者福祉団体連合会)
田村	克彦	((障害)レインボーハウス明石)
生島	憲	(企画部長)

(敬称略：順不同)

【事務局幹事】

植木 清美（福祉保健部参事（連絡調整・特命担当）（地域福祉課長事務取扱））
古賀 政成（福祉保健部子育て支援課長）
金広 路子（福祉保健部保育課長）
岡田 純（福祉保健部障害者福祉課長）
左近士 美和（福祉保健部子ども家庭支援センター所長）
木曾 雄一（福祉保健部福祉センター所長・子ども発達支援センター所長）
阿部 志穂（福祉保健部高齢者福祉課長）
河内 武志（福祉保健部介護保険課長）
武藤 智宣（中央区保健所生活衛生課長）
武田 知子（中央区保健所健康推進課長）
平川 康行（区民部地域振興課長）
森下 康浩（区民部文化・生涯学習課長）
俣野 修一（教育委員会参事（連絡調整・特命担当）（庶務課長事務取扱））
村上 隆史（教育委員会教育センター所長）
岸 雅典（社会福祉協議会管理部長）

（敬称略：順不同）

●傍聴人：0名

●議事次第

- 1 開 会
- 2 福祉保健部長あいさつ
- 3 委員・幹事紹介
- 4 委員長の選出
- 5 副委員長の選出
- 6 議 題
 - (1) 中央区保健医療福祉計画推進委員会の検討事項及びスケジュール
 - (2) 中央区保健医療福祉計画2020における令和5年度の主な取組ごとの指標一覧
- 7 閉 会

●配布資料

資料1 中央区保健医療福祉計画推進委員会の検討事項及びスケジュール

資料2 中央区保健医療福祉計画2020における令和5年度の主な取組ごとの指標一覧

資料3 意見票

参考資料1 中央区保健医療福祉計画推進委員会委員名簿、幹事名簿

参考資料2 令和6年度第1回中央区保健医療福祉計画推進委員会座席表

参考資料3 中央区保健医療福祉計画推進委員会設置要綱

参考資料4 令和5年度第4回中央区保健医療福祉計画推進委員会会議記録

参考資料 【閲覧用】中央区保健医療福祉計画2020（令和6年3月見直し）

次第	発言者	議事の状況又は発言内容
1 開会	地域福祉課長	開会のあいさつ
2 福祉保健部長あいさつ	福祉保健部長	昨年まで行っていた本委員会では、様々なご意見をいただき保健医療福祉計画2020の中間見直しを行い、4月から重層的支援体制整備事業、そして、様々な課題を抱えた方の受け皿となる、ふくしの総合相談窓口をつくることができた。 仕組みができ、それをどう運用していくかにかかってくると思うため、新しい委員の皆様には、そうした仕組みや現状における新しい課題についても様々なご意見をいただき、福祉の向上、そして、一人一人の困り事をどうつなげていくかという仕組みづくりをさらに充実させていきたいと思っている。 皆様が日頃から地域で関わっている背景の中で、お気づきの点をお話いただき、新しい課題解決に向けた取組の一助としていきたいと思っている。ご協力を申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。
3 委員・幹事紹介	地域福祉課長	参考資料1（委員名簿、幹事名簿）により委員を紹介
4 委員長の選出 (就任のあいさつ)	委員長	和気委員を委員長に選出（委員の互選） 昨年、感染症の基準も2類相当から5類相当に変わり、ようやく新型コロナ禍以前の日常が少しずつ戻ってきている。新型コロナ禍では、対面が制限され、福祉の領域は非常に戸惑い、停滞をしていたが、これから少しずつ危機的な状況を脱して、日常に戻っていくと思う。 ただ、改めて新型コロナ禍を経験して感じるのは、地域のつながりの大切さであり、この計画を通して、つながりを中央区でつくっていくことが非常に重要である。また、それによって福祉を進めていくことが肝要であると思う。 さらに、高齢者の分野で言えば地域包括ケアシステム、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制ということで、縦割りの高齢者、障害者、児童、生活困窮者への支援という形ではなくて、地域を単位に様々な福祉課題を抱えている人たちを受け止めていくという体制をつくることが重要だと言われるようになっている。 中央区は、ふくしの総合相談窓口などもできて、着々と地域共生社会の実現へ向けた準備を進めていて、この委員会を通して、

		さらにそれをバックアップ、モニタリングしていくということが重要になると思うので、ぜひ皆様の忌憚のない意見を伺いたい。
5 副委員長の選出 (就任のあいさつ)	副委員長	笹井委員を副委員長に選出（委員長から指名） 私は、昨年から中央区の保健医療福祉計画2020の中間の見直しに、保健医療の立場から参加させていただいている。中央区の保健医療福祉の充実・向上に向け、委員長と協力しながら、活発な議論を進めてまいりたいと思う。
(会議の公開、傍聴、配布資料の確認)	委員長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明を求める。
	地域福祉課長	会議の公開、傍聴、議事録の作成について説明。
	委員長	傍聴希望の有無について報告を求める。
	地域福祉課長	傍聴希望なしの旨を報告。 配布資料を確認。
6. 報告事項 (1) 中央区保健医療福祉計画推進委員会の検討事項及びスケジュール	委員長	中央区保健医療福祉計画推進委員会の検討事項及びスケジュールについて、報告を求める。
資料1 中央区保健医療福祉計画推進委員会の検討事項及びスケジュール	地域福祉課長	資料1について説明。
	委員長	行政というのは、基本的に縦割りになっていて、法律があり、それにもとづく各課があり、それで所管する事項が決まっているという仕組みとなっている。しかも、国、広域自治体、市区町村という3段階に分かれていて、国にはそれぞれの省庁があり、そしてその中に局や部課があり、予算がついて下りてくるという形で動いてきた。つまり、行政は、予算と権限で動くので、実際にそれに合えば、様々なサービスを提供されることになるが、それに合わない、これは所管ではないので、ほかのところへ行ってくださいと言われ、俗に言う“たらい回し”という現象が起ることがちとなる。なお、これは行政を一方向的に批判しているのではなく、行政とはそもそもそういう仕組みで動いているということを言っている。 したがって、例えば、80歳の高齢者と50歳の、何らかの精神障害を抱えている人たちが相談に行くと、高齢者のほうで相談

するのか、それとも精神障害のほうで相談するのかという、制度の“はざま”に落ち込む。高齢者セクションでは、50代の問題のほうが大きいので、精神障害のセクションへ行って相談を受けてください。精神障害セクションでは、これは高齢者の問題だから、高齢者のセクションに行って相談してください、あるいは地域包括支援センターへ行ってくださいということになる。要するに、そういう話になると、当該の利用者・当事者は、完全にはざまに落ちてしまう。

こういう様々な問題が起こってきたので、福祉の領域でもニーズに合わせたサービスのシステムが必要となり、今の8050問題であれば、まずどこのセクションかという前に、問題をきちんと受け止めて、その上で、どうしようかと考えることが必要なのではないか。それが「総合相談窓口」になると言っていると思う。

つまり、どこへ行ってくださいとかといって“たらい回し”にするのではなくて、とにもかくにも私たちが一旦受け止めます。それで、その後の対応をどうするかということは、私たちのほうで考えますというシステムを、今ようやくつくり始めたと言っていい。総合相談窓口という制度へ切り替えていくのは、行政全体のシステムを根本的に変えるということは難しいかもしれないが、そのようなサブシステムを行政の中に組み込んで、横の連携をつくっていかしている。これが、包括的支援体制というものであると思う。

それからもう一つは、今まで法律にあまり規定されていなかったような問題が、地域で次々と起こってくるようになった。ほったらかしにしておくということはできないから、どうしたらいいのかということも、総合相談へ行くようになる。一番有名なのは、いわゆる“ごみ屋敷”の問題であり、このような場合に、どこが、どのようにやったらいいのかという話になるため、総合相談、包括的支援体制の中で考えようということになる。

これまである程度、合意が形成されていた、戦後の福祉体制というものが大きく変わってきている。総合相談や包括的支援体制などは、構想としては随分前からあったが、ようやくそれが現実のものになり、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域支援という、重層的支援体制整備事業が具体的に始まった。中央区では総合相談窓口をつくって、どのようなニーズでも受け止めるので、まず私たちのところへ相談に来てください。包括的支援体制というのは、そのようなことを目指すものだということである。

この委員会は、重層的支援体制整備事業を中心とした福祉の施策がどのように進んでいるかということをしつかりと把握して、

	もしそれがうまくいっていないのであれば、その解決策を考えるという議論の場であると認識していただきたい。 資料1について、何か質問、意見はあるか。
委員	総合的支援と重層的支援は、どういう関係にあるのか。
地域福祉課長	重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築を具体化するための手法の一つであり、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援の、3つの支援を一体的に実施する事業である。 包括的支援というのは、重層的支援だけではなく、様々な手法の中で、中央区として支援を進めていくものである。
委員長	補足すると、厚生労働省では総合的という言葉は使わず、「包括的」という言葉を使うため、総合的支援体制ではなく、包括的支援体制となる。従来の児童、障害、高齢、生活困窮以外の様々な問題を福祉として受け止める、全て受け止めるというのが包括化という概念だと言っていいと思う。 その骨格を決めているのは「社会福祉法」で、古くは1951年に社会福祉事業法として制定されているが、2000年に社会福祉法として完全に生まれ変わり、その法律が今の福祉の骨格を決めている。2017年改正と2020年改正があり、2017年改正は相談包括化推進員といって、まず行政の中に“横串”を入れて、包括化を推進する人を配置し、行政の中を包括化しようということで、縦割りになっているものを横割りにしようということを始めた。 しかし、行政の中だけ横割りにしても、あまり意味がないので、今度は行政の外だとなり、2020年に法律改正が行われた。つまり、包括化を推進するためには、3つの支援が必要ではないかということで出てきたのが、地域福祉課長からもお話があった「重層的支援体制整備事業」である。 この事業には3つの支援が規定されている。一つは、8050問題やひきこもり等の人に個別に相談をして支援をすることである。しかし、それだけでは本当の意味での支援にならない。なぜかというと、その人たちが生活している「地域」が変わらないと地域生活支援にならないので、地域づくりというのがもう一つの支援になる。 次に、この事業では斬新なアイデアで、参加支援というものが出てきた。個別に支援する、地域を変えるだけではなくて、その

	人たちがその人たちらしく生きるためには、やはり社会参加が必要である。そして社会参加するために、地域を変えましようというのはいいが、その中間に何か「中継地点」があるのではないか。それが参加支援として、新しく概念化されたと考えていいと思う。 例えばひきこもりの方に、様々アプローチをして、支援していくというのが相談支援、つまり個別に支援していくのであるが、ひきこもっているから、簡単に外には出てこない。それでは、地域づくりで、ひきこもりの人を受け入れるような地域づくりをしようとするが、ひきこもりの人は地域へ出てくるかと言われたら、これもまた容易には出てこない。 そうすると、ひきこもりの人が出てこられるような、「居場所」をつくってあげることがすごく大事になる。例えば、同じひきこもりの人たちが集まる場や、簡易な就労ができる場等をつくることができる、ひきこもりの人もやがて地域へ出てきて、その人らしく生活できる。このちょうど中継地点にあたるものが「参加支援」と言って、3つ目の支援になっているので、文字通り、重層的支援となる。 そのため、包括的支援でも総合的支援でもなくて、重層的、つまり3層ということで、重層的支援体制整備事業となっている。管見では今後、参加支援のところを膨らまし、分厚くしていけるといいと思う。そうすると、つながりが出来て、包括的支援もうまくいくのではないかと考えている。
委員	ふくしの総合相談窓口は、この重層的支援体制の相談支援の位置づけとなるのか。
地域福祉課長	その通りである。相談支援として、従来からおとしより相談センターや基幹相談支援センター等があり、その中の一つとして、誰でも対象となるふくしの総合相談窓口を開設した。
委員	そこが拠点になり、参加支援や地域づくりにも広げていくことになるのか。
地域福祉課長	参加支援や地域づくりは、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーター等を活用しながらやっていくが、ふくしの総合相談窓口では、そのような困っている方を把握して、参加支援や地域づくりにつなげていくことを考えている。
委員長	総合相談窓口というのは、最初のゲートウェイのイメージであ

		る。あとは、それをどう広げるかというのは、総合相談窓口が直接やるわけではなく、うまくコーディネートしていくというイメージで考えていただければと思う。そのため、社会福祉協議会には地域を対象とした地域福祉コーディネーターや、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）がいて、地域包括支援センターにも3職種の中に社会福祉士がいたり、様々な形でコーディネーターをする人がいるから、そういう人たちと有機的に連携して、参加支援や地域支援を推進していく、一体のものとして推進していくというイメージで捉えていただければいいと思う。
(2) 中央区保健医療福祉計画2020における令和5年度の主な取組ごとの指標一覧 資料2 中央区保健医療福祉計画2020における令和5年度の主な取組ごとの指標一覧	委員長	中央区保健医療福祉計画2020における令和5年度の主な取組ごとの指標一覧について、報告を求める。
	地域福祉課長	資料2について説明。
	委員長	資料2について、質問、意見はあるか。
	委員	4点質問する。 1つ目に、「基本施策1(2)⑤こころの健康づくりの推進」の自殺死亡率についてどのように算出されたものか。 2つ目に、おとしより相談センターの役割が基本施策1・2・3全てに関わっていて、非常に大変だと思うが、本当にすべて対応していけるものなのか伺いたい。 3つ目に、「基本施策2(1)④地域における防災・防犯活動の支援」の防災拠点の認知度が、65.3%とある。例えば、防災拠点が、発災のときに医療救護所になるが、これはどこにあるかが、実際に発災があったとき、区民はすごく戸惑うと思う。どこに防災拠点があるのか、これは本当にみんなが認知していないといけない問題で、この認知度をもう少し上げてほしいと思う。 4つ目に、「基本施策3(2)⑤感染症対策の推進」に関連して、新型コロナウイルス感染症が、最近また非常に増えている状況にあるため、この秋からのワクチン対策等について伺いたい。
	健康推進課長	1つ目の自殺率については、区民10万人に対しての自殺者の割合となっている。 4つ目の新型コロナウイルス感染症のワクチンについては、秋からの接種について準備を進めていて、医療機関及び被接種者にも分かりやすいものとなるように努めていきたい。

介護保険 課長	2つ目のおとしより相談センターについて、委員が仰ったとおり、求められている役割が非常に多く、今後ますます、その役割が重要になってくる。高齢者の総合的な相談、権利擁護、介護予防のプランニング等も行っており、仕事は非常に多岐にわたる。 一方で、おとしより相談センターもほかの介護事業者と変わらず、介護人材の確保という面では非常に厳しく、保健師、社会福祉士、ケアマネージャー、認知症地域支援推進員など、様々な専門職がいる中で、確保は課題の一つになっている。 その中で、おとしより相談センターだけでは、解決というのはいけないので、中央区の介護保険課をはじめ、警察・消防、民生委員、地域の見守り団体等の地域の方々の協力も得ながら、高齢者の見守りのネットワークというものも構築している。おとしより相談センターだけが担うというわけではなくて、地域全体、また行政としてもしっかりと支援して、地域包括ケアシステムというものを持続可能なものにしていきたいと考えている。 また、今年度4月からは、晴海地区の人口増への対応として、月島地域で月島・勝どきに続いて、新たに晴海にもおとしより相談センターを設置し、体制の強化を図っている。本区ではおとしより相談センターは、中央区医師会と日本橋医師会、社会福祉法人の賛育会に運営を委託しており、しっかりと連携していきたいと考えている。
地域福祉 課長	3つ目の防災拠点については、委員の仰るとおり、防災拠点の場所を知らないとなると、いざというときにどこに行くのかとなるため、認知度を高めていく必要があると認識している。学校にあると思っけていても、学校の場所を知らない方も意外という。本委員会は防災担当者は出席していないため、きちんと連携しながらやっていきたいと思う。
委員長	防災拠点について、中央区の場合、タワーマンションなどのマンションが非常に多く、中央区らしい対策を打たないと、なかなか認知度が上がらないと感じるので、工夫していただければと思う。 地域包括支援センターについても、次々と仕事が降ってきて、それに合わせて補助金もついて人を雇えるというふうになっていけばいいが、結局、介護保険の財政の中で一定の頭打ち状態になり、なかなかそう簡単には人が増えない。この人が増えない中で仕事だけが次々降ってくるので、なかなか厳しいものがある。

委員

ただ、個人的にはかなり画期的な場所をつくったと思っていて、保健師、看護師、主任介護支援専門員、そして何よりも社会福祉士という福祉の専門職が入って仕事をしている。チームで仕事をするというのは、今まであまりなかった発想であった。

あえて法律上でも地域包括支援センターという名前をつけて、高齢者の分野であっても、地域で包括的に支援をしないと本当の意味での高齢者の地域生活が成り立たないという考えが厚生労働省にあったのではないかと思う。縦割りでやるのではなく、横割りだということがますます出てきたので、おとしより相談センターではなく、少し名前の検討も含めて、考え直してもいいと思う。またそれと同時に、さまざまな面での“てこ入れ”も少し考えたほうがいいと思う。

私は東京都の委員もやっていて、東京都にも意見としては言っているが、ぜひ補助金をつけて、人を増やすようにしたらいいのではないかと思う。昔、シルバー交番という名前で、地域包括支援センターへの人の面でのてこ入れをしていた時期があったが結局、撤退してしまった。行政がバックアップしないとなかなか難しいと思うので、ぜひ何か後方支援をしていただければと思っている。

ほかにいかがか。

2点質問する。

1つ目は、ふくしの総合相談窓口にはどのような方が配置されて、体制はどれぐらいになっているのか。

2つ目は、全体的なことであるが、学校関係との連携が非常に重要な点が幾つか出てくるかと思う。例えばこども食堂や、学校で起きているいじめ、あるいは相対的貧困の子供たちがどのようなになっているのかというときに、その家庭の支援と併せて、学校の先生の意識やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが果たす役割、あるいは養護の先生が果たす役割というのはとても重要かと思うが、他自治体の様々な事例を調べても、非常に弱い部分があるのではと日頃から感じる。例えば、私の友人が広島県のスクールソーシャルワーカーで頑張っているが、ヤングケアラーのことを協会に申し出ても、なかなかあまりいい感触がないということを聞くと、まだまだ総合的な支援というのは、連携づくりがなされないと、あるいは仕掛けをつくらないと難しくなるのではと感じている。

その2点をお伺いしたい。

地域福祉課長	1つ目の、ふくしの総合相談窓口の体制については、中央区社会福祉協議会に委託し、社会福祉士等の資格を持った4名の職員で対応している。令和7年度には月島地域でも窓口が開設するため、拡充も含め、現在、社会福祉協議会と協議をしている。
教育センター所長	2つ目の、スクールソーシャルワーカーについては、現在4名である。一昨年2名、昨年3名という形で、今年から1名増員した。虐待や貧困等の様々な要因を抱えている家庭があり、相談件数もかなり増えている。 現在、小中学校に巡回という形で、1週間の中で1回程度は各校に回り、子供とのつながりや家庭との信頼関係をまずつくるところから始めている。学校ではスクールソーシャルワーカーをどう活用できるのかという点がまだまだ浸透し切れていない部分もあるが、理解を深めつつ、家庭との連携を図りながら、少しずつ認知も増えているため、学校がソーシャルワーカーを活用する場面が、年々増えてきている。
委員長	総合相談のところの体制をしっかりとするということが大事だということで、少し話が変わるが、少子化等により人材確保が大変になっていて、人材不足が進行しているという感覚がある。そのため、質の高い職員をずっと続けて雇用し続けられるような環境整備をぜひしていただきたいと思う。そう遠くないうちに、福祉の領域でもいい条件を提示されて、人材が引き抜かれていくという現象が起こる可能性があると思う。 ケアワーカーについて、高齢者の介護人材はかなりトピックで挙げられるが、ソーシャルワーカーも、程なくそういう状態になっていくのではないかと思う。大学でソーシャルワーカーの養成をしている者としては、まさに喫緊の課題、大変なことになり始めたと思っていて、確保と育成と定着という3つで、ぜひいい人材を育てていただきたい。 学校については、学齢期の人たちの様々なニーズを捉えるのにとっても重要な場所になっていて、センサーを張り巡らすとすることができるから、ぜひ学校との連携もしていただきたいと思う。スクールソーシャルワーカーもきちんとステータスを高めて、仕事をしていただくということが大事だと思うので、委員のご指摘をぜひ教育委員会の方で受け止めていただきたい。 最後に一言だけ申し上げておくと、本計画では「指標」が多数出ていて、これほど丁寧に数字を全部挙げて、これぐらいに持っていきたいということを示している計画は、ほかにはない。高齢者

		の領域では他の区もやっているが、地域福祉の領域でこれだけ数字を挙げて、全部モニタリングしているのは23区の中では非常に珍しい。その意味で、この「地域福祉計画」は高く評価できると思う。 最後に事務局から何かあるか。
(事務連絡)	地域福祉課長	会議内で発言できなかった意見については、7月31日までに意見票にご記入いただき、事務局まで郵送、メール、ファックスなどでご提出をお願いしたい。 次回の推進委員会につきましては、期間が空いてしまうが、来年の7月を予定している。開催日の1か月ほど前に開催通知、開催日の1週間ほど前に会議の資料をお送りする。
7 閉 会	委員長	閉会のあいさつ